

# 大館市移住支援金 対象確認フローチャート

過去10年間のうち、通算5年以上、「**東京23区内に在住している**」又は  
「**東京・埼玉・千葉・神奈川(1)から東京23区内に通勤している**」  
注1) 在住と通勤の年数は合算可能  
注2) 大学への通学期間も合算可能(2)  
1 一部対象外地域あり。下記参照  
2 詳細について、下記参照

YES

NO

移住する直前の1年間は常に、「**東京23区内に住んでいる**」または  
「**東京・埼玉・千葉・神奈川(1)から東京23区内に通勤している**」  
どちらかの状態だった。

YES

NO

申請日時点において、就職していたり、  
事業を経営していたりなど、何らかの所得がある。

YES

NO

裏面へ

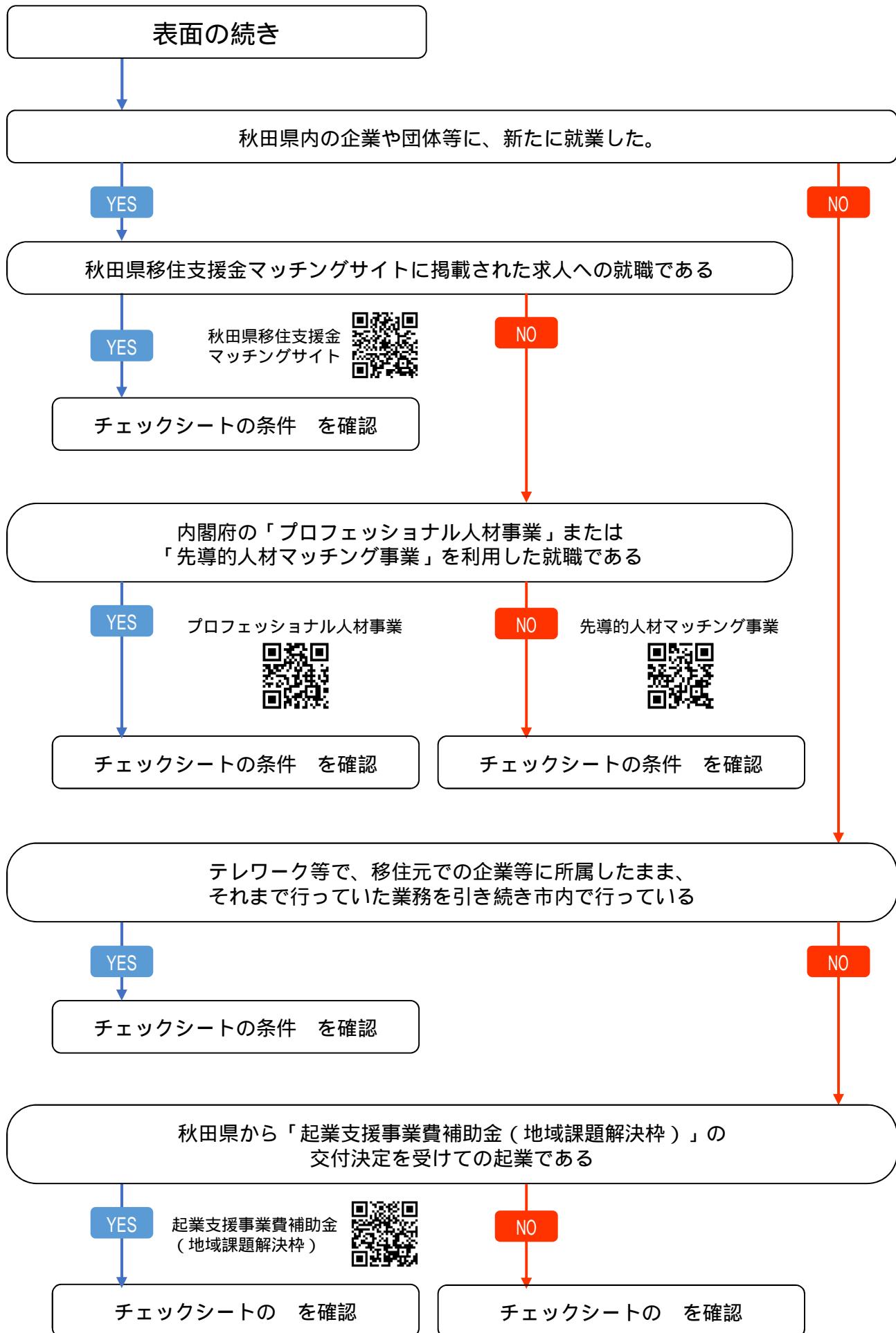
対象外

## 1 一部対象外地域

埼玉県	秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町
千葉県	銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
東京都	檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
神奈川県	三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村

## 2 詳細

1の市町村を除く東京・埼玉・千葉・神奈川から、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した場合は、通学期間も合算可能です。



# 大館市移住支援金 チェックシート

本シートはフローチャートと併せてお使いください。

条件（一般就職）	
現在の勤務地が『東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県以外』か『東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県の条件不利地域』にある。	
週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業している。	
勤務先が秋田移住支援金マッチングサイトに掲載された日以降の求人である。	
当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思がある。	
転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、当該法人に新規に雇用された。	
就業に当たって、国の他の補助金の交付を受けていない。	
全てチェックできたかたが交付対象です。当てはまらない項目があった場合は、も確認ください。	
交付対象となったかたは、提出書類チェックシート（一般就職）に記載の書類を提出ください。	

条件（専門人材）	
現在の勤務地が『東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県以外』か『東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県の条件不利地域 以外の条件不利地域』にある。	
週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業している。	
当該就業先に移住支給金の申請日から5年以上継続して勤務する意思がある。	
転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、当該法人に新規に雇用された。	
目的達成後の解散を前提とした個別プログラムへの参加等、離職することが前提ではない。	
全てチェックできたかたが交付対象です。当てはまらない項目があった場合は、も確認ください。	
交付対象となったかたは、提出書類チェックシート（専門人材）に記載の書類を提出ください。	

条件（テレワーク）	
所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思による移住であり、大館市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う。	
大館市でテレワークにより勤務し（原則、恒常的に通勤しない）、週20時間以上テレワークを実施する。	
デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていない。	
全てチェックできたかたが交付対象です。当てはまらない項目があった場合は、対象外です。	
交付対象となったかたは、提出書類チェックシート（テレワーク）に記載の書類を提出ください。	

# 大館市移住支援金 チェックシート

本シートはフローチャートと併せてお使いください。

条件 (関係人口)	
次の 1 ~ 7 のいずれかに該当する	
<ol style="list-style-type: none"><li>1. 転入年度または転入前 5 年度以内に、市が主催・共催する移住体験ツアー等への参加経験がある。</li><li>2. 転入年度または転入前 5 年度以内に、市の移住促進事業(お試し「大館」暮らし)への参加経験がある。</li><li>3. 転入年度または転入前 5 年度以内に、市ふるさとワーキングホリデーへの参加経験がある。</li><li>4. 転入年度または転入前 5 年度以内に、市サテライトオフィス体験事業費補助金の交付を受けた経験がある。</li><li>5. 転入前10年以内に秋田看護福祉大学(秋田キャンパスを除く)もしくは秋田職業能力開発短期大学を卒業している。</li><li>6. 転入年または転入前 5 年以内で 2 か年以上、市にふるさと納税を行ったことがある。</li><li>7. 市に転入する直前の 5 年間に県内の在住歴がなく、かつ、市に転入する以前に通算で 10 年以上市内での在住歴がある。</li></ol>	
次のア~オのいずれかに該当する	
<p>ア. 勤務地が市内で新たに週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就職している。</p> <p>イ. 市内で農林水産業に就業している。</p> <p>ウ. 市内で家業等へ就業している。</p> <p>エ. 市や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に転入直前の 5 年以上継続的に参加しており、申請後も 5 年以上継続する意向がある。</p> <p>オ. 市内で新たに事業を営んでいる。</p>	
全てチェックできたかたが交付対象です。当てはまらない項目があった場合は、対象外です。	
交付対象となったかたは、提出書類チェックシート(関係人口)に記載の書類を提出ください。	

条件 (起業)	
秋田県が実施する起業支援事業(地域課題解決枠)で、補助金の交付決定を受けてから 1 年以内である。	
当てはまる場合、交付対象です。当てはまらない場合は、対象外です。	
交付対象となったかたは、提出書類チェックシート(起業)に記載の書類を提出ください。	